平成２５年（フ）第７号
新潟市西区内野山手１丁目14番14号　コーポすぐる102号、前住所新潟市西蒲区岩室温泉290番地
破産者　石崎　　健
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１５号
東京都多摩市諏訪５丁目２番地　６―203、開始決定時の住所山梨県笛吹市石和町井戸112番地６
破産者　齋藤　正信
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４２号
山梨県山梨市小原西647番地６　若杉アパートＢ―３
破産者　小野　次郎
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９０号
長野県岡谷市天竜町３丁目18番28号　ヴィラシルキーＢ棟
破産者　内藤　　元
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１２４号
長野県茅野市北山8618番地13
破産者　らーめん大盛屋こと　岡本　茂男
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１号
長野県岡谷市湊５丁目11番18号
破産者　髙林　敦子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２０３号
愛知県江南市宮後町砂場東333番地
破産者　増田　達也
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５０８号
愛知県安城市箕輪町東山206番地　ガーデンヒルズみのわ801
破産者　小川　　毅
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４３号
大津市仰木の里東１丁目14番１―410号
破産者　宮崎　　恵
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３３９号
京都府久世郡久御山町藤和田村西７番地２
破産者　菊水塾こと　河原林耕造
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目７番１―Ａ202号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市中野西３丁目103番地
破産者　岸本　雅充
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５５号
和歌山県岩出市中島６番地の14
破産者　杉山　芳久
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９６号
和歌山市狐島562番地の220
破産者　竹田　正守
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５０３号
和歌山県岩出市畑毛209番地
破産者　赤井　　昇
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０号
香川県仲多度郡まんのう町東高篠168番地２
破産者　関　　美運
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１０５号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2528番地
破産者　秋場　芳文
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２４号
大分市大字永興2100番地の７
破産者　甲斐野和幸
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６号
宮崎市神宮１丁目305番地２
破産者　白石三千男
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第５０９号
鹿児島県鹿児島市大明丘１丁目18―７、住民票上の住所大阪府大阪市旭区中宮４丁目２番11号
破産者　吉村　恵司
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５２６号
鹿児島県鹿児島市田上７丁目９番３号　ハイツいずみ
破産者　中森ひとみ
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係